

静岡県警察職員の旅費支給に関する訓令の運用について

(昭和61年4月1日甲通達計第18号)

静岡県警察職員の旅費支給に関する訓令(昭和33年県本部訓令第5号)の各条項の解釈及び取扱方針を次のとおり定め運用することとしたので誤りのないようにされたい。

第1条関係

第1号 警察職員は、他の職員と異なり特殊な用務が多く、また、旅行回数も頻繁であり、その実情に適合させるため、静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年県条例第48号。以下「条例」という。)第2条第2項及び条例第39条第3項の規定に基づき人事委員会と協議してこの訓令を定めたもので、この訓令に定めのない事項については、条例、静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針及び静岡県職員の旅費に関する規則(昭和31年人事委員会規則7-20)により旅費を支給する。

第2号 「静岡県警察職員」とは、警察法(昭和29年法律第162号)第55条第1項に規定する警察官、警察行政職員及びその他の職員をいう。

第3条の2関係

「旅行命令権者が不在の場合」とは、疾病又は事故等により旅行命令を発することができない状態となつてから、本部長が事務を取り扱う者の指定を行うまでの間をいう。

第6条関係

「固定宿泊施設に宿泊せず」とは、列車、自動車、船舶等に宿泊する場合又は徹宵徒歩、徹宵現場勤務等の場合をいう。

「翌日にわたり」とは、午前0時を境として職務執行した場合をいう。

「犯罪捜査、取締り、移動警察用務等」とは、犯罪現場捜査、密行張込み、検問、警乗、雑踏整理、監察実務指導その他これに類する用務をいう。

第7条関係

研修基準中において、「研修所に付帯する宿泊施設」とは、警察学校の寮、宿泊設備のある研修施設(研修施設と同一敷地内にはない宿泊施設も含む。)又はこれに相当する施設をいう。